各学部長 殿 高等教育推進機構長 殿

理事・副学長 新田 孝彦

新GPA制度及び厳格な卒業認定基準の導入について(通知)

標記の件について、本年7月31日開催の教務委員会において、「新GPA制度の導入について」(別紙1)、「卒業認定基準の厳格化について」(別紙2)及び「成績評価基準のガイドラインの策定方針について」(別紙3)が了承され、平成27年度の学部入学者から適用することとなりました。

貴学部等におかれましては、本制度について、関係教職員に周知いただくとともに、追加する卒業認定基準の設定、成績評価基準のガイドラインの策定等、平成27年度入学者の受入れに向けた諸準備を進めていただきますようお願いします。

つきましては、各学部等の準備状況については、12月初旬の教務委員会に報告する予定としておりますので、別紙4の調査票に記入のうえ、11月19日(水)までに下記担当あて提出願います。

新GPA制度の導入について

1. 新制度導入の目的

本学では、平成17年以降GPA制度を実施してきた。これまで実施してきた中で、

- ①本学GPA制度が、アメリカを初めとした多くの海外大学のGPA制度と異なっているため、本学学生が留学する際に、不利な評価を受けている
- ex.期末試験が 60 点だった場合、北大では GP1.0 であるのに対し、アメリカなどでは GP2.0 が付与される
- →本学で GPA2.8 の学生は平均以上の優秀な学生だが、同スコアを持ってアメリカへ行くと平均以下 という扱いにされてしまう (※海外ではGPAのインフレが発生している)
- ②5段階評価では精度が低く,正しく成績が反映されないため,GPAを活用しにくい状況にある →GPA換算すると,素点が上位グレードに近い人ほど成績が不利になってしまう

という問題点が明らかとなってきた。

こうしたことから,現状のGPA制度は,奨学金の受給者の選考や一部学部の学科分属に使用される程度であり、活用される機会が少なかった。

そこで、教育改革室では、

- ①本学GPA制度の国際通用性の向上 (国際競争力の向上 → 留学の促進)
- ②GPAを活用した教育効果の向上(きめ細やかな成績評価による履修指導,卒業要件の厳格化)を目的として、新GPA制度の導入について検討することとした。

2. 新GPA制度の活用事項

今回提案する新GPA制度は、次の事項に活用することを目的とする。

- ・学生自身で学修成果を把握できることによる"学修意欲の向上"
- ・学生の学修状況を数値的に把握することによる"履修指導"
- ・国際的に不利にならないGPA制度による"留学の促進"
- ・社会に対し学生の学修成果の質を保証するための"卒業要件への導入"

3. 新GPA制度

【改正の概要】

- 1. 国際通用性を高めるため、「成績のグレード」を海外大学と同じ「 $A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot F$ 」にする。
- 2. きめ細やかな成績評価を実現するため、5段階評価を11段階評価に変更する。なお、科目の特性によっては、特定の「成績のグレード」のみを用いた6段階等での評価も可能。
- 3. 付与するGP値を国際的な基準に合わせる(旧「可(ぎりぎり合格)」のレベルを 2.0 に、最上位の GP値を 4.3 に引き上げ)。
- 4. 成績評価は、「学修成果の質」に基づいて「成績のグレード」を判断し、対応する GP を付与する。
- 5. 厳格な成績評価とするため、最終的に履修を放棄した学生(履修取消を行った学生を除く)と、最後まで学修を継続した結果、試験の成績が悪かった学生について、GP値を区別する。
- 6. 不合格の評価を受けた科目を再履修し、その結果成績のグレード (GP) が上昇した場合は、当初の評価を「上書き」し、再履修科目にかかる GP のみ GP A に算入する。

【関連制度等の取扱い】

- 1. 「履修登録単位数の上限設定」
- (1) 「履修登録単位数の上限設定」は、全学部で導入する。ただし、国家試験受験資格取得を前提とする学部(医学部、歯学部、薬学部、獣医学部)は、導入しないとすることができる。

理由:単位の実質化の観点において,必須の事項(大学設置基準にも明記)であることから,国家 試験受験資格取得のために一定の単位修得が要件となっているような特段の理由がある学部以外 は導入すべきであると考える。

- (2) 上限設定単位数は、単位の実質化を考慮すると、各学期 20 単位程度が適当であるが、各学部の実状に応じた柔軟な設定を可能とする(集中して単位を修得させたい学期においては、通常の学期より多めの単位数を設定するなど)。ただし、その場合であっても、上限設定単位数は、1 学期につき 25 単位を超えないこと。
- (3) 成績優秀者については、特例措置として学部で定める単位数(1 学期につき最大 6 単位まで)を上限設定単位数を超えて履修登録できる。
- (4) 留学する学生については、(3)の成績優秀者と同等とみなし、留学する学期数の2倍に相当する学期数について、学部で定めた単位数(1学期につき最大6単位まで)を上限設定単位数を超えて履修登録できる。なお、上乗せ可能な学期は、留学前、留学後のいずれでも構わない。例)1年間(2学期間)留学した場合:留学前の1学期間と留学後の3学期間の計4学期間について、それぞれ6単位(計24単位)まで上乗せ可
- (5) 上記(3) 及び(4) を導入するか否かは、各学部の判断とする。
- (6) 編入学生については、他大学等で修得した科目のうち本学で認定される単位数に個人差があることから、学部の実状に応じて、学生ごとに上限設定単位数を定めることができる(1 学期につき 25 単位を超えることも可)。
- (7) 教育職員免許状や学芸員資格取得のために必要な科目,国際交流科目,他学部科目等について,卒業要件に算入できる科目は,原則,上限設定内とする。ただし,卒業要件に算入できない科目や,卒業要件に算入できる単位数に一定の制限がある場合は,上限設定外とする,あるいは〇単位までを上限設定内とするなど,学部の実状に応じて定めることとする。
- (8) 再履修科目を上限設定外とするか否か、上限設定外とする場合にも、上限設定単位数を超えて〇単位まで履修登録できる等の条件を付すか否かについては、学部ごとに定めることとする。

2. 「自由設計科目制度1」

(1) 「自由設計科目制度」は、現行の問題点を改善した形で、存続する。なお、「自由設計科目制度」を導入するか否かは各学部の判断とする。

理由:学生の幅広い学修への意欲に応えるために導入された制度であり、存続が望ましいと考える。 ただし、現行制度における次の問題点を改善した形で存続する。①多くの場合成績上昇のために利 用されている、②進級・卒業判定作業が複雑化している。

- (2) 「自由設計科目制度」の改善点
 - ・自由設計科目として履修登録し、成績評価を受けた科目は、卒業要件科目に変更できない。また、 卒業要件科目として履修登録し、成績評価を受けた科目は、自由設計科目に変更できない。【改善 点1】
 - ・自由設計科目として履修登録した科目は、履修登録した学期中頃に設ける変更期間に卒業要件科目へ登録変更できる。また、卒業要件科目として履修登録した科目は、当該変更期間に自由設計科目へ登録変更できる(変更期間の設定は必要と判断した学部のみ)。【改善点2】
 - ※【改善点1】及び【改善点2】にかかわらず、制度変更に伴う影響を予測できないことから、特に必要と判断する学部については、当面の間、現行のとおり、成績評価後に、卒業要件科目から自由設計科目へ、あるいは、自由設計科目から卒業要件科目への変更を単位数の制限なく可能とする。ただし、変更可能な期限は、成績評価を受けた学期末までとし、翌学期以降は一切変更できないこととする。
- (3) 自由設計科目として登録可能な単位数は、1学期につき6単位を上限として各学部で定める。

3. 「履修登録の取消し制度2」

(1) 「履修登録の取消し制度」は、継続する。

理由:講義内容が希望するものではなかった、病気による長期欠席等様々な理由により、学期途中で履修を取消したい場合に対応する方策として継続する。なお、取消し期間は、自由設計科目の変更期間と同一の期間とするが、当該期間に大学に来られない事由が発生した場合(心身の故障等)、診断書の提出等により後日の取消しも可とする。ただし、学部の事情により、取消し期間は自由設計科目の変更期間より後の時期(成績評価前)に設けることができることとする。

⁽注) 現行制度の解説

¹ 選択必修科目(全学教育科目の初習外国語を除く)及び選択科目について,各学期に2~6単位,履修登録単位数の上限を超えて履修することができる制度。この区分で履修登録された科目は,進級・卒業要件やGPAの対象科目から除外される。

なお、学生は、成績評価確定後の所定の期間に自由設計科目として単位修得した科目を単位数の制限なく GPA 対象科目に登録変更することができる。(その逆も可能であり、GPA 対象科目(選択必修科目(全学教育科目の初習外国語を除く)及び選択科目に限る)を単位数の制限なく自由設計科目に登録変更することもできる。)このことにより、進級・卒業に必要のない成績評価の低い科目を GPA から除外し、成績評価の高い科目を GPA の対象とすることができるので、GPA の取得ポイントを上げることができる。

² 選択必修科目(全学教育科目の初習外国語を除く)及び選択科目について、履修登録した授業科目の取消しを行う制度。全学教育科目では学期末試験に近い時期(6月及び12月)に行っている。取消しをした科目に替わる科目の追加登録はできない。

北海道大学新GPA制度

- 1. 新GPA制度は, 「秀・優・良・可・不可」の評価を廃止し, 「A+・A・A-・B+・B・B-・C+・C・D・D-・F」の11段階評価とし, C以上を合格とする。
- 2. 成績評価は、11段階の「学修成果の質」に基づいて「成績のグレード」を判断するものとし、 当該「成績のグレード」に対応したGPを付与する。なお、11段階評価を基本とするが、科目 の特性によっては、特定の「成績のグレード」のみを用いた6段階等での評価を可能とする。
- 3. 「学修成果の質」及び「成績のグレード」に対応した「素点の目安」は下表のとおりとする。
- 4. 「F (評価無)」は、かつての「評価せず」とは異なり、通算 GPA 及び学期 GPA に含まれるため、学生に対してはこれまで以上に、計画的な履修(履修取消の手続きを含む)を促す必要がある。
- 5. 不合格の評価 (D,D-,F) を受けた科目は、必修科目に限らず全ての科目において、再履修により合格の評価を受けた時点でその GP 及び単位数が GPA の計算式に算入され、以前のG P 及び単位数は除外される。なお、講義題目の違いにより、複数履修できる科目については、科目を指定したうえで、本取扱いを適用することができる。
- 6. 再履修の結果、再び不合格の評価であった場合は、次のとおり取り扱う。 ①評価が上がった場合:再履修後の評価に係る GP 及び単位数を GPA の計算式に算入する。 ②評価が上がらなかった場合:再履修前の評価に係る GP 及び単位数を GPA の計算式に算入する。
- 7. 新 GPA 制度は、平成 27 年度入学者から適用する。

成績の グレード	学修成果の質	GP	素点の目安	備考
A+	授業科目の到達目標のすべての面で秀逸な学修成果をあげた。	4.3	95-100	合格
A	授業科目の到達目標のすべての面で優秀な学修成果をあげた。	4.0	90-94	
A^-	授業科目の到達目標のほとんどの面で優秀な学修成果をあげたが,一部において良好な結果 にとどまった。	3.7	85-89	
B+	授業科目の到達目標のすべての面で良好な学修成果をあげた。	3.3	80-84	
В	授業科目の到達目標のほとんどの面で良好な学修成果をあげたが, 一部において良好とまで は言えない結果にとどまった	3.0	75-79	
$\mathrm{B}^{\scriptscriptstyle{-}}$	授業科目の到達目標のいくつかの面で良好な学修成果をあげたが,全体として良好とまでは 言えない結果にとどまった。	2.7	70-74	
C+	授業科目の到達目標のほとんどの面で合格となる最低限の学修成果であったが、良好な面がいくつかあった。	2.3	65-69	
С	授業科目の到達目標のすべての面で合格となる最低限の学修成果であった。	2.0	60-64	
D	授業科目の到達目標全体として合格となる最低限の学修成果より少し低い結果であった。	1.0	50-59	不合格 ただし,通算 GPA 及び学期 GPA に は含める
$\mathrm{D}^{\scriptscriptstyle{-}}$	授業科目の到達目標のほとんどまたはすべての面で合格となる最低限の学修成果はなかった。	0.7	0-49	
F	学修成果を示す証拠はなかった。 例)試験の未受験、授業出席回数不足	0	評価無	

【GPAの算出】

- 1. GPA算出の対象科目は、下記①~④を除く全ての科目とする。
- ①各学部において進級及び卒業に必要な単位数として算入できない科目(例:全学教育科目の共通科目「インターンシップA・B」,「教職に関する科目」)。
- ②合否評価による科目。なお,この科目の成績評価は,C評価の示す学修成果の質以上を「合」とし, それ未満を「否」とする。
- ③自由設計科目として登録した科目。
- ④全学教育科目の総合科目「学問の世界」。
- 2. 算出式は、次のとおりとする。
 - ①学期GPA (その学期のGPA)

(その学期に評価を受けた科目で得たGP×その科目の単位数) の合計

その学期に評価を受けた科目の単位数の合計

②通算GPA (在学中の各学期を通算したGPA)

((各学期に評価を受けた科目で得たGP×その科目の単位数)の合計)の総和

(各学期に評価を受けた科目の単位数の合計) の総和

- ・GPAの計算は、小数点第3位以下を切り捨てとする。
- ・既修得単位として認定された単位のうち、卒業要件に算入できる科目であれば、通算GPAに算入する。ただし、学期GPAには算入しない。

【その他】

- 1. 成績入力は、「成績のグレード」と「素点」のいずれでも行うことができる。
- 2. 大学として「学修成果の質」を定めるとともに、学部・学科等ごとに「成績評価基準のガイドライン」を定め、当該ガイドラインに則した成績評価の基準と方法を学生便覧・シラバス等で広く公表することにより、公平性の確保及び卒業生の学修成果の質保証に資するものとする。